

県南広域振興局長告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、千貫石土地改良区（胆沢郡金ヶ崎町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年4月27日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 就任

監事

小 澤	泉	胆沢郡金ヶ崎町西根北長根6番地3
菊 地	吉 明	〃 〃 六原頭無13番地34
菊 地	清 三	〃 〃 荒田71番地

2 退任

監事

小 澤	泉	胆沢郡金ヶ崎町西根北長根6番地3
菊 地	吉 美	北上市相去町相去37番地